

答申書

当審議会は、平成 29 年 11 月 27 日、鎌倉市特別職の報酬及び議会議員の政務活動費の額等について諮問を受け、県内各市における報酬等の状況や人口規模、財政状況等を踏まえ、率直かつ活発な意見交換を行い、公正かつ公平な見地から審議をとげ、以下の結論を得た。

審議の中では市長、副市長及び教育長の職務の多様性や職責の重さを評価する必要とともに、議会議員については専門化が進行しており、30～50 歳台にあっては生活給としての性格が強いこと、市議会をさらに活性化していくためにより多様な人材が選出できる環境づくりとして、これら特別職の報酬等を現行より引き上げるべきとの意見が出された。

しかしながら、現状の報酬等の額は県内他市と比較してほぼ均衡がとれており、現時点で他市でも改定の動きが見られない。また歳入の根幹である市税収入は横ばい傾向が続き、歳出総額に対する人件費の割合は依然として高い状況である。市民感覚としても、特段の経済情勢の好転は実感できないところである。従って、額を改定する理由を見出すことは難しく、特別職の報酬等の額について据え置くことが妥当であるとの結論に達した。

政務活動費については、議会議員の活動をより充実することを期待し、引き上げるべきではないかとの指摘もあったが、現行額でも複数の議会議員において交付金の返還があることや財政状況に鑑み、全体的には現行額で可とする意見が多かった。なお、その適正な執行について十分にチェックをしてもらいたいとの意見もあった。以上の結果を踏まえ当審議会としては、これを据え置くことが妥当であると判断した。

以上の通りであるので、これをもって当審議会の答申とする次第である。

平成 29 年 12 月 25 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市特別職報酬等審議会
会長 沼野輝彦